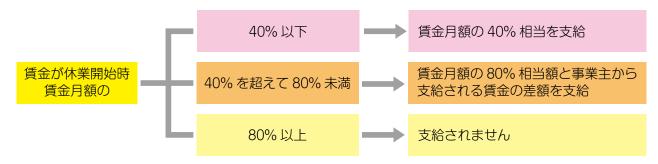
ただし、支給単位期間中に 事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。



#### ◆ 手続

被保険者の方が介護休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を、介護休業開始日の翌日から 10 日以内に提出していただくことが必要です。

# 育児休業等期間中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の免除

### ♦ 制度の概要

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、育児休業等(育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業)をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。

### ◆ 免除期間

育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間(ただし、子が3歳に達するまで)

- ※ 社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来 の年金額に反映されます。
- ※ 賞与・期末手当等にかかる保険料についても免除されます。
- ※ 厚生年金基金においては、事業主から申出があった場合、代行部分に対する掛金が免除されます。加算部分の掛金についての負担をどうするかは、それぞれの基金が規約で定めることになっています。

### ◆ 手続

事業主の方が「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

また、厚生年金基金においても、事業主の方が掛金免除の申出書を基金に提出することになっています。

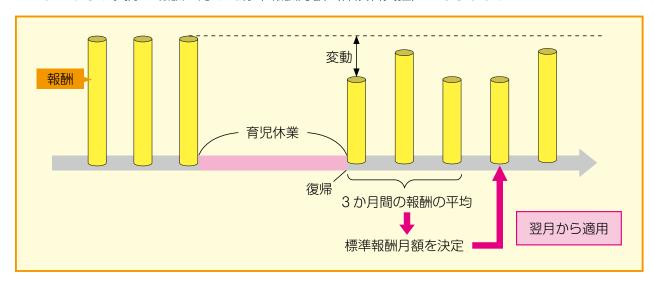
### 育児休業等終了後の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の特例

### ♦ 制度の概要

育児休業等を終了した(育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限ります)後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。

標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後の3か月間に受けた報酬(支払基礎日数<sup>(iii)</sup>が17日未満の月は除く)の平均額により決定し、その翌月から改定されます。

これにより、実際の報酬に応じた標準報酬月額(保険料負担)となります。



### ◆ 手続

被保険者の方が、事業主の方を経由して「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変 更届」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

### ◆ その他

厚生年金基金においては、代行部分に対応する掛金負担が厚生年金本体と同様に改定されます。加算部分の掛金について改定を行うか否かは、それぞれの基金の規約で定めることになっています。

(iii) 支払基礎日数とは(原則)

月給者 各月の歴日数

月給制で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合は、

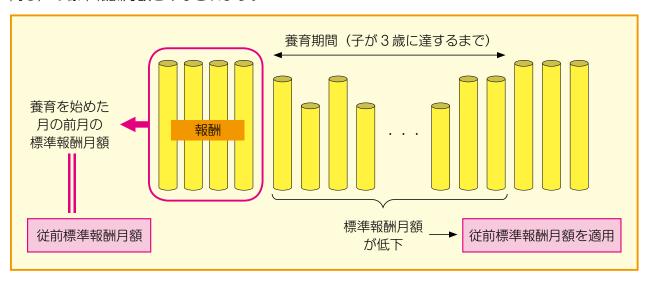
就業規則等に基づき事業所が定めた日数 - 当該欠勤日数

日給者 各月の出勤日数

# 3歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例(厚生年金保険)

#### ♦ 制度の概要

3歳未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を当該養育期間(子が3歳に達するまでの期間。以下同じ)の標準報酬月額とみなされます。



子の養育を始める前に退職し、その後養育期間内に再び働き始めた場合などは、子の養育を始めた月の前月より直近1年以内で、最後に被保険者であった月の標準報酬月額が、従前標準報酬月額とされます。

被保険者の申出があった日よりも前に養育期間がある場合には、養育期間のうち申出日が含まれる月の前月までの2年間について、さかのぼってこの措置が受けられます。

### ◆ 手続

被保険者が、事業主を経由して「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所に提出します。

なお、申出時にすでに退職して被保険者資格を喪失していた場合は、被保険者であった方本人が 直接年金事務所に申出をすることになります。

### ◆ その他

厚生年金基金においては、代行部分の年金額の計算に際して厚生年金本体と同様に標準報酬月額 のみなし措置を受けることができます。加算部分の年金額の計算について、みなし措置を行うか否 かは、それぞれの基金の規約で定めることになっています。

### 育児休業期間中の住民税の徴収猶予

### ◆ 制度の概要

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに納税することになります。

延滞金は、猶予期間(延滞金が年 14.6%の割合により計算される期間に限ります)に対応する部分の2分の1は免除され、又は地方団体の長の判断によりその全額を免除することができるとされています。

### **◆** 手 続

本人が、お住まいの各市区町村に申出をします。

### お問い合わせ先

都道府県労働局雇用均等室

●育児休業や介護休業等の休業制度に関すること

事業所の所在地を管轄する 公共職業安定所 (ハローワーク) ●雇用保険による育児休業給付

●雇用保険による介護休業給付

年金事務所、健康保険組合 又は厚生年金基金 ●育児休業等期間中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の免除措置

●育児休業等終了後の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の改定

年金事務所又は厚生年金基金

●養育期間における、従前標準報酬月額みなし措置(厚生年金保険)

お住まいの市区町村

●育児休業期間中の住民税の徴収猶予

## 都道府県労働局雇用均等室連絡先

011-709-2715	●東 京	03-3512-1611	●滋 賀	077-523-1190	●香 川	087-811-8924
017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京 都	075-241-0504	●愛 媛	089-935-5222
019-604-3010	●新 潟	025-234-5928	●大 阪	06-6941-8940	●高 知	088-885-6041
022-299-8844	●富山	076-432-2740	●兵 庫	078-367-0820	●福 岡	092-411-4894
018-862-6684	●石 川	076-265-4429	●奈 良	0742-32-0210	●佐 賀	0952-32-7218
023-624-8228	●福 井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長 崎	095-801-0050
024-536-4609	<ul><li>山 梨</li></ul>	055-225-2859	●鳥 取	0857-29-1709	●熊 本	096-352-3865
029-224-6288	●長 野	026-227-0125	●島 根	0852-31-1161	●大 分	097-532-4025
028-633-2795	●岐 阜	058-263-1220	●岡 山	086-224-7639	●宮 崎	0985-38-8827
027-210-5009	●静 岡	054-252-5310	●広 島	082-221-9247	●鹿児島	099-222-8446
048-600-6210	●愛 知	052-219-5509	<b>●</b> Ш □	083-995-0390	<ul><li>沖 縄</li></ul>	098-868-4380
043-221-2307	●三 重	059-226-2318	●徳 島	088-652-2718		
	017-734-4211 019-604-3010 022-299-8844 018-862-6684 023-624-8228 024-536-4609 029-224-6288 028-633-2795 027-210-5009 048-600-6210	017-734-4211	017-734-4211	017-734-4211	017-734-4211	017-734-4211

